

伊佐市農業委員会 9 回総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 11 月 29 日 (火) 午前 8 時 56 分から 10 時 52 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (33 人)
会 長 15 番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	9 番委員	1 番推進委員	10 番推進委員
2 番委員	10 番委員	2 番推進委員	11 番推進委員
3 番委員	11 番委員	3 番推進委員	12 番推進委員
4 番委員	12 番委員	4 番推進委員	14 番推進委員
6 番委員	13 番委員	5 番推進委員	15 番推進委員
7 番委員	14 番委員	6 番推進委員	16 番推進委員
8 番委員		7 番推進委員	17 番推進委員
		8 番推進委員	18 番推進委員
		9 番推進委員	19 番推進委員
			20 番推進委員

4. 欠席委員 (2 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 3 番委員 4 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更 (用途区分変更)」申出の意見決定について
議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について
議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について
議案第 6 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前8時56分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成28年度 第9回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆様おはようございます。
先日、農業者年金の研修に長崎県南島原市と雲仙市に行って来ました。南島原市は平成18年に8町が合併し、現在、人口48,000人、農業委員37名、農業者年金推進率日本で、平成19年度は105名、平成27年度は48名、平成19年度から平成27年度までの9年間で511名の新規加入を推進されていきました。
伊佐市も農業者年金推進月間に入りますので、事務局より後で説明があると思います。
本日は5番農業委員が欠席で、出席人数は14人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
3番農業委員と4番農業委員にお願いいたします。
ただいまから総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。

資料の1ページをお開きください。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が9件ありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は举手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、報告第2号 農地の利用目的変更について、お願いいたします。

事務局

3ページをお開きください。

報告第2号 農地利用目的変更届について、整理番号1番につきまして去る21日に事務局で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

整理番号1番の申請者は、伊佐市大口針持、小谷自治会に居住されておりました故・TNさんの相続人であります長崎県在住の娘さん・HRさんであります。

申請地は伊佐市大口針持字森田4310番1の田で、地積は451㎡であり、日照条件が悪く水利もないため、ここ10年程度保全管理していましたが、所有者死亡により管理する人もいなくなったため、畑として管理したいとのことでした。現在は相続人が遠方のため、隣接農地へ迷惑がかからないよう管理することは確約をとっております。また、畑として近隣の方が野菜を作りたいということもあり、貸付する予定であります。

書類審査及び現地調査をした結果、適切な届出であると判断いたしましたのでご報告いたします。以上、説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち利用権設定についてご説明いたします。14ページの総括表をお開き下さい。期間は1年から10年で、面積は田122,594㎡、畑11,845㎡、合計134,439㎡です。利用権の設定をする者の数39人、設定を受ける者の数32人です。土地の明細につきましては1ページから13ページの整理番号1番から46番の通りです。皆様方のご審議方よろしくお願いたします。

議長

事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございま

せんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号、事務局の報告のとおり決定することに賛成の農業委員の
挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る
意見について、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定につい
て提案いたします。
整理番号1番について17番推進委員の報告を求めます。

1 7 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち
推 進 委 員 整理番号1番につきまして、去る19日に渡し人夫婦に聞き取り調査を
いたしましたので、17番推進委員が報告いたします。

受人・MYさんは伊佐市大口金波田に居住され、自治会は金波田、年
齢は46歳です。渡し人・MSさんは同じく伊佐市大口金波田に居住さ
れ、年齢は79歳です。受人、渡し人は親子であります。

申請地は伊佐市大口金波田字橋ノ口1015番2、地目は畑、地積は
457㎡、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は9,189㎡で取得可能面積であります。農業従事
者は2名で、通作距離はなく、庭の小菜園でだいこんなどを沢山植えら
れていました。経営意欲もあり農機具等もお父さんが持っており完備さ
れておりました。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項
証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろし
くお願いしまして私の報告を終わります。

議 長 17番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問

はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、6番推進委員の報告を求めます。

6番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち
整理番号2番について、11月23日、申請人の父・MMさん立会いの
もと、調査しましたので6番推進委員が報告いたします。

申請人のNSさん40歳は、伊佐市大口目丸に居住され、自治会は上
目丸です。経営面積は0㎡ですが、祖母から贈与で伊佐市大口目丸字村
中872番1、畑、93㎡、同じく887番1、田、247㎡、同じく
888番1、田、612㎡、同じく889番1、田、877㎡、計1、
829㎡と資料の11ページの35番の利用権設定で、父親から2、8
80㎡を借り受けて、計4、709㎡を新規就農で、米・カボチャ・ゴ
ボウをつくられます。

農機具等は全て自己所有されており、農地法第3条の適格者であると
同時に農地の取得につきましても、問題はないと判断いたしましたので、
本日許可してくださるようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長 6番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号3番について、8番推進委員の報告を求めます。

8番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号3番について、11月23日に現地調査を8番推進委員が行いましたので報告をいたします。

申請人・WNさんは伊佐市大口鳥巢地に居住され、58歳、自治会は鳥巢上、専業農家の方です。譲渡人はYNさん、兵庫県高砂市曾根町に居住され、68歳、会社員です。農業廃止による所有権移転贈与によるものです。双方は友人関係で、遠方のため現在のように至ったということを受人に確認にいたしました。

申請地は伊佐市大口大田字野尻263番、地目は田、地積は228㎡、よく完備されておりました。

申請地は大口病院の裏側に位置し、東側は大口病院、西側は住宅、南側は水田です。受人のWさんは耕作面積3,697㎡で要件は可能と考えます。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書外、法的書類が添付されておりました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして報告を終わります。

議長 8番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。

- 議 長 整理番号4番について、5番推進委員の報告を求めます。
- 5 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち
推 進 委 員 整理番号4番につきまして、去る11月26日、現地調査を行いました
ので5番推進委員が報告いたします。
申請人・TAさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元、年
齢は77歳です。譲渡し人・SHさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自
治会は青木元、年齢は57歳です。
申請地は伊佐市菱刈荒田字貫瀬戸2062番27、地目は田、地積は
85㎡で、所有権移転贈与であります。なお、この85㎡というのは、
隣に広域道路がありまして、その残地による85㎡であると思われま
す。
受人の経営面積は15,459㎡で取得可能面積であります。農業従
事者は2名で、通作距離は700m程で、現況はよく管理された耕作地
であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項
証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろ
しくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 5番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

全員挙手。
よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。
- 議 長 整理番号5番について、7番推進委員の報告を求めます。
- 7 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち
推 進 委 員 整理番号5番について、去る11月24日に申請人・YTさんに聞き取

りをし、申請地を確認し調査を行いましたので7番推進委員が報告いたします。

申請人・譲受人のY Tさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元、年齢は69歳です。譲渡し人のY Tさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は前目下で、年齢は72歳です。受人のお兄さんにあたります。

申請地は伊佐市菱刈荒田字青木元2769番3、地目は田、地積は1,010㎡で所有権移転売買です。

受人の経営面積は11,725㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は自宅より約400mで、平均時間は約2分、よく管理された農地で、現在は受人のY Tさんが耕作をされていました。耕作意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議 長 7番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号5番は許可が決定いたしました。

議 長 整理番号6番について、18番推進委員の報告を求めます。

1 8 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち
推 進 委 員 整理番号6番について、11月25日、18番推進委員が調査しました
ので報告いたします。

譲受人・HMさんは伊佐市大口下殿に居住され、自治会は高津原。譲渡し人は伊佐市菱刈前目、I Tさん、62歳です。

申請地は、伊佐市大口下殿字高津原913番6、日本フードパッカーの西側に位置しており、現状は管理された家庭菜園でありました。現在はHMさんが耕作されており、HMさんは89歳という高齢ですので、長女が66歳ですが常に来て手伝っていらっしゃるということで、今玉ねぎをきれいに植えてありました。受人の申請理由は渡し人の要望で、今まで耕作していたので買って欲しいということだそうです。自宅のそばですので、小菜園として引き続き耕作したいということを買われるということです。

受人の耕作面積は4,973㎡です。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。許可に附すべき条件及び特記事項はありません。添付資料は法定書類等全て添付されております。以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 18番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号6番は、許可が決定いたしました。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、申請件数6件について、6件の許可が決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出の意見決定について。

整理番号1番について、10番推進委員の報告を求めます。

1 0 番 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出の

推進委員 意見決定のうち、整理番号1番につきまして去る25日、6番農業委員、14番推進委員、私10番推進委員、申請人のほうからMHさん、合わせて3名での共同調査をいたしましたので、10番推進委員が報告をいたします。

申請者は伊佐市菱刈南浦、農事組合法人E 代表理事 HJ氏で農地所有適格法人です。

所在地は伊佐市菱刈南浦字松峰955番、畑、面積1,117㎡、外2筆で、合計3筆2,461㎡です。用途区分変更で、理由は大型機械導入による農機具倉庫不足及び規模拡大による育苗施設の整備です。

調査の内容ですが、申請地の位置は永池集落の北側、九電変電所がございまして、九電変電所の南側に隣接しておりまして、現況は更地になっており、周囲の状況は、北は九電の変電所、南側はこがねロード、東は水田、西は原野及び作業道です。

用途区分変更目的は先程申し上げましたが、農機具倉庫、育苗施設にしたいということです。用排水関係は問題ないと思われま

す。総合意見といたしまして、この計画につきましては、許可しても問題ないのではないかということで、意見を統一いたしました。以前、耕作放棄地ということで私の方で事務局の方に報告をした経緯がございまして、農業管理施設への変更ということでいいのではということです。

添付書類といたしまして、全部事項証明書、現況写真、農用地利用変更の申し出書、変更に伴う被害等の誓約書が添付されております。以上で報告を終わりますが、皆様方のご審議方をよろしく願います。

議長 10番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号1番は、意見決定いたしました。

議長 整理番号2番について12番推進委員の報告を求めます。

1 2 番
推 進 委 員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）申出の意見決定のうち、整理番号2番につきまして去る11月25日、3番農業委員、5番推進委員、私12番推進委員の3名で調査をいたしました。

申請者住所・伊佐市菱刈川北、TYさんです。年齢68歳、自治会は築地下です。立会人はTさん夫婦です。

申請地の所在地は伊佐市菱刈川北字池之上3967番1、1、418㎡、伊佐市菱刈川北字池之上3967番2、617㎡、地目は田、2筆で2、035㎡です。目的は畜産経営規模拡大です。牛舎及び堆肥舎の整備です。議案第5号の5番と同時申請であります。

申請地の位置は菱刈中学校、西へ800m位のところです。申請地の東は農道挟んで田、西も道路と田、北も農道と田、南も農道と田です。用水・排水関係は周囲の農地の用水路は確保されています。浄化槽下水を通じて流す計画であります。問題はないと思われます。

3名の総合意見といたしまして、周囲の農地に及ぼす影響はないと判断いたしました。用途区分変更はやむを得ないものと思われます。着工に至っては周囲に配慮するよういたしました。

添付書類は、農用地利用計画変更申出届、全部事項証明書、現地写真、必要書類は全て揃っております。農業委員の皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。これで私の報告を終わります。

議 長

12番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手。

よって整理番号2番は、意見が決定いたしました。

議 長

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）申出の意見決定について、申請件数2件について2件が決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について。

整理番号1番について9番推進委員の報告を求めます。

9番推進委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号1番について、去る11月25日、7番農業委員、4番推進委員と私9番推進委員で調査をいたしましたので、9番推進委員が報告いたします。

申請人・IMさんは、伊佐市大口山野に居住し、農業をされております。年齢は69歳、自治会は平原前であります。

申請地は、伊佐市大口山野字平原484番14で、地目は田、地積が492㎡です。転用目的は一般住宅でありまして、申請地の所在地は、平出水小学校より東へ600m程のところであり、南側は宅地、東側は宅地、北側は市道、西側は用水路を挟んで水田であります。周囲に与える影響はないと思われます。平成11年より宅地として利用されております。

添付書類といたしまして、土地の全部事項証明書、字図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、現在宅地になっておりますので始末書が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたので、委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 9番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、意見聴取決定並びに許可について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号1番は、意見聴取決定並びに許可が決定いたしました。

- 議 長 整理番号2番について4番推進委員の報告を求めます。
- 4 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号2番について、去る11月25日、7番農業委員と9番推進委員と私4番推進委員3名で共同調査を行いましたので4番推進委員が報告いたします。
- 推進委員 申請人・IMさんは、69歳です。伊佐市大口山野に居住され、農業をされております。自治会は平原前であります。
- 申請地は、伊佐市大口山野字平原484番6、地目は田、地積は1,462㎡であります。転用目的は農業用倉庫及び資材置場となっておりますが、すでに施設が10年くらい前から完備されており、今現在、利用されております。ここに対しては始末書が添付してあります。
- 申請地の所在地は、自宅から50m位のところにあり、南側は宅地、東側は田、北側は宅地、西側は田であり、周囲に与える影響はないと思われまます。
- 全てIさん個人の施設であります。添付書類としまして土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、始末書、被害防除計画書等が添付してあり、調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして報告を終わります。
- 議 長 4番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
- 整理番号2番について、意見聴取決定並びに許可について賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見聴取決定並びに許可が決定いたしました。
- 議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請件数2件について、意見聴取決定並びに許

可2件が決定いたしました。

議案第5号

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について。

整理番号1番について、2番推進委員の報告を求めます。

2番推進委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号1番につきまして、去る11月25日、行政書士・Tさんの立会いのもと、8番農業委員、18番推進委員、私2番推進委員の3人で共同調査を行いましたので、2番推進委員が報告いたします。

受人・株式会社 Mは、鹿児島市西別府町にあります一般法人でございます。渡人・F Yさんは、伊佐市大口田代に居住し、自治会は馬渡で、年齢は59歳であります。当申請は売買による所有権移転で、農地区分は2種農地となっており、転用目的は太陽光発電施設であります。

申請地は伊佐市大口田代字柳ヶ谷49番34、地目は畑、地積は1,234㎡であります。

所在地は、馬渡の自治館から西の方向へ700m位いった左側の道路沿いで、一段高いところにある畑であります。北側は高土手・道路、南側が畑、東側が山林、西側が畑・道路となっており、周囲に与える影響はないものと思われま。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数225枚、パネル設置面積1,234㎡、パネル設置容量50kwを予定しております。

添付書類として、全部事項証明書、現況字図、残高証明書、事業計画書、履歴事項全部証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、定款、委任状等が提出されております。

調査の結果、この申請について3人で協議いたしました結果、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。以上で報告を終わります。

議長 2番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号1番は、意見聴取並びに許可が決定しました。

議 長

整理番号2番について、18番推進委員の報告を求めます。

1 8 番
推 進 委 員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号2番について、去る11月25日、18番推進委員、2番推進委員、8番農業委員、代理人のT氏の立会いのもと、現地調査を行いましたので、18番推進委員が報告いたします。

譲受人・KKさんは、先程の1番に関係があるのですが、太陽光発電施設の通路に転用ということで申請されております。また、FYさんは、先程の太陽光発電施設の地主さんであるということで、譲渡し人になっております。

所在地は、伊佐市大口田代字柳ヶ谷49番256です。通路の所有面積は55㎡です。

農地区分と転用目的については、場所はKKさん宅の入口に位置しており、畑であります。農地区分は2種農地その他に該当すると思われまます。資力及び信用については、資金の調達については自己資金であるため、残高証明等が添付されております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、通路として整備するためであり計画性も妥当であるため実現は確実であります。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは、不要です。計画面積の妥当性及び農地以外の土地の利用の見込み等については、自己保有で隣接地の雑種地は整理番号1番で説明のあった通り、太陽光の施設であります。そのための道路を兼ねて作られるので問題はありません。5条申請地の全体計画面積は55㎡です。

申請地の東側は太陽光発電施設、西は農道、南は畑、北は市道であり、隣接地については、被害防除計画書に記載してある自己責任で被害があった場合は責任をもって措置するように確約されております。問題はありません。

調査の結果、当申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく申し上げます。報告を終わります。

議	長	<p>18番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>
		<p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手)</p>
		<p>全員挙手。 よって整理番号2番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、18番推進委員の報告を求めます。</p>
18番 推進委員		<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号3番について、先程と同じ3名で現地調査を行いましたので、18番推進委員が報告いたします。</p> <p>申請地は、先程2番で説明をした場所の続きの道路で、KKさん宅の入口までいけるように通路を造るということになっております。農地区分と転用目的については、KKさん宅の入口に位置しており、畑であります。農地区分は2種農地その他に該当すると思われま。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、通路として整備するためであり計画性も妥当であるため実現は確実であります。</p> <p>受人については、KKさんと株式会社 Mが共有で受人になっております。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは、不要です。また、Kさんについては自宅の入口沿いから下の方に埋め立てをするということで、ダンプが通れるような道路にしたいという事で、拡張されるということでもあります。</p> <p>申請地の東は太陽光発電施設、西は農道、南は畑、北は市道、ということで隣接地については、被害防除計画書に記載してある自己責任で被害があった場合は責任をもって措置するように確約されております。法令・条例等により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については不要であります。</p> <p>調査の結果、当申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。報告を終わります。</p>

議 長 18番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号3番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

議 長 整理番号4番について、14番推進委員の報告を求めます。

14番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号4番につきまして、去る11月25日、申請人のKKさん代理人のNT氏立会いのもと、6番農業委員、10番推進委員、私14番推進委員の3人で共同調査を行いましたので、私14番推進委員が報告をいたします。

受人は鹿児島市真砂町にお住まいのKKさんであります。渡人は伊佐市菱刈南浦にお住まいのTTさんで、自治会は永池自治会であります。本申請は所有権移転売買であります。転用目的は、太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は伊佐市菱刈南浦字柴江1292番4です。地目は畑、地積は1,775㎡であります。農地区分は第2種農地となっております。

申請地の所在地は、九州電力南九州変電所から西の方へ約500mに位置しており、南側は未耕作の畑、東側はこがねロード、北側は未耕作の畑、西側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、資金証明書が添付されております。

調査の結果、この申請について3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議をよろしく申し上げます。以上で報告を終わります。

議	長	<p>14番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>
		<p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号4番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手)</p>
		<p>全員挙手。 よって整理番号4番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号5番について、5番推進委員の報告を求めます。</p>
5 番 推 進 委 員	議 案 第 5 号	<p>「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号5番につきまして、去る11月25日、申請人のTYさん立会いのもと、3番農業委員、12番推進委員、私5番推進委員の3人で共同調査を行いましたので、私5番推進委員が報告をいたします。</p> <p>譲受人は伊佐市菱刈川北にお住まいのTYさんです。自治会は築地下で、年齢は43歳です。譲渡人は伊佐市菱刈川北にお住まいのTYさん、自治会は築地下で、年齢は68歳です。お二人は親子関係です。本申請は所有権移転贈与で、農地区分は農用地区域内農地となっており、転用目的は牛舎及び農業用資材置場であります。</p> <p>申請地は伊佐市菱刈川北字池之上3967番1と伊佐市菱刈川北字池之上3967番2、2筆共に地目は田で、地積は2筆で2,035㎡であります。</p> <p>申請地の所在地は、菱刈中学校より西に約1kmに位置しており、南側は道路を挟んで田、東側も道路を挟んで田、北側も田、西側も道路を挟んで田であり、周囲に与える影響はないものと思われまます。</p> <p>添付資料といたしまして、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書が提出されております。</p> <p>調査の結果、当申請につきましては3人の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。以上で報告を終わります。</p>

議 長 5番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農
業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号5番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

議 長 整理番号6番について、16番推進委員の報告を求めます。

16番推進委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決
定並びに許可についてのうち整理番号6番につきまして、去る11月2
5日、申請人・NTさんの代理人の行政書士・Tさん立会いのもと、1
番農業委員、私16番推進委員の2人で共同調査を行いましたので、私
16番推進委員が報告をいたします。

譲受人は伊佐市大口小木原にお住まいのNTさんで、自治会は小木原
上中、年齢は61歳です。譲渡し人は伊佐市大口小木原にお住まいのY
Hさんで、自治会は小木原中、年齢は68歳です。本申請は所有権移転
売買で、転用目的は資材置き場として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口小木原字端山下688番183で、地目は畑、
地積は995㎡であります。農地区分は第2種農地となっております。

申請地の所在地は、十曾池から南西へ約500mに位置しており、南
側は山林、東側は原野、北側は住宅、西側は管理地であり、周囲に与え
る影響はないと思われます。現況は、近所の方が畑として利用されてお
りました。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事
業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓
約書、土地使用貸借契約書、委任状、資金証明書が提出されております。

調査の結果、当申請につきましては2名の調査員の意見において適切
であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願
いいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 16番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号6番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

議 長 整理番号7番について、11番推進委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号7番について、去る11月25日、申請人の代理人・行政書士のMH氏立会いのもと、9番農業委員、15番農業委員、私11番推進委員の3名で共同調査を行いましたので、11番推進委員が報告をいたします。

譲受人は、鹿児島市桜ヶ丘にお住まいのTYさんです。譲渡し人は、福岡市博多区光丘町にお住まいのHAさん、59歳です。本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。

太陽光発電施設の規模ですが、敷地1,372㎡にパネル230枚を設置し、発電量49.5kwを計画いたしております。

申請地は、伊佐市大口白木字久ノ木谷1362番1で、地目は畑、地積は1,372㎡です。

申請地の所在地は、羽月北小学校より北へ約500mに位置しており、西側は雑種地、東側は市道、北側は宅地及び雑種地、南側は耕作放棄地で原野化された水田であります。周囲に与える影響はないものと思われまます。なお、設置にあたっては、東側が市道に隣接しており危険防止のため柵を設けるよう要請をいたしました。

調査の結果、この申請については3人の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 11番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号7番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

議 長 整理番号8番・9番については、所有権移転交換ですので一括で、6番推進委員の報告を求めます。

6 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号8番について、11月25日にMさんと5番農業委員、15番推進委員、6番推進委員が調査を行いましたので、6番推進委員が報告をいたします。

受人のMTさん46歳は伊佐市大口目丸に居住され、自治会は上目丸。渡人のMKさん82歳は、伊佐市大口目丸に居住され、自治会は中目丸です。

申請地は伊佐市大口目丸字日和746番7、田、53㎡で、転用目的は通路として申請されます。この件は、平成11年7月に倉庫を建てられる際、渡人のMさんと交換されたのですが、その時に許可を取らずに今日に至ったとのことで、始末書も出されております。

3名で協議した結果、やむを得ないと判断しました。ご審議方よろしくお願ひします。

続いて整理番号9番について、11月25日、MKさん立会いのもと、5番農業委員、15番推進委員、6番推進委員が調査を行いましたので、6番推進委員が報告をいたします。

受人のMKさん82歳は、伊佐市大口目丸に居住され、自治会は中目丸です。

申請地は伊佐市大口目丸字日和744番2、畑、53㎡で、転用目的

は農業用資材置場として申請されます。この件も、平成22年11月より許可をとらず農業用資材置場として整備してしまったとの事で、始末書も提出されております。

3名で協議した結果、やむを得ないと判断しました。以上で報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 6番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番・9番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号8番・9番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請9件について、許可9件が決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号 非農地証明願について、提案いたします。
整理番号1番について、15番推進委員の報告を求めます。

1 5 番 議案第6号 非農地証明願について、整理番号1番につきまして去る
推 進 委 員 11月25日、申請人立会いのもと、5番農業委員、6番推進委員、私
15番推進委員が調査いたしましたので、報告いたします。

申請人はT Iさん、伊佐市大口青木に居住。

申請地は、伊佐市大口青木字西原山3022番26、地目は畑、地積は333㎡です。

申請理由は、昭和52年頃農地法を知らないまま一般住宅を建築してしまったとのことであります。今回の申請につきましては、近年行われ

ている遊休農地調査により、現況がまだ畑であるという事がわかったからであります。申請地の現況は、申請人のTさんが現在も居宅として住まわれております。

申請地の周囲の状況といたしまして、東側は一般住宅、南側は市道、西側は柿の木を植えた畑、北側は老人ホーム寿園となっております。

調査の結果、農地性は喪失していると思われ、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類といたしまして、当申請書、全部事項証明書等が添付されております。以上で報告を終わります。委員の皆様方のご審議方をお願いいたします。

議 長 15番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号2番について、8番推進委員の報告を求めます。

8 番 議案第6号 非農地証明願について、整理番号2番について、去る1
推 進 委 員 1月25日、13番農業委員、8番推進委員が現地調査をいたしましたので8番推進委員が報告いたします。

申請人はHHさん、日置市伊集院町に居住され、申請人の故・母親が昭和56年5月まで居住されておりました。住宅と隣接の畑であり、小菜園として利用されておりましたが、その後転居され住宅も取り壊され、30年間も雑種化された理由書が提出されております。申請地は伊佐市大口大田字鐘見嶽2373番14、畑、489㎡。農振地域外で土地改良事業はなし、東側は道路を挟んでため池、西側は住宅、南側は雑種地、北側は住宅となっております。

添付書類といたしまして、行政書士より現場写真5枚、理由書外、法

定書類一式です。

13番農業委員と私と調査した結果、農地への復旧は困難であると判断しましたが委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして報告を終わります。

議 長 8番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第6号 非農地証明願は、2件の申請のうち、2件の許可が決定いたしました。

その他。事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の37ページをお開きください。11月の月例報告をします。

去る7日、11月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。去る25日現地調査を一斉にしております。29日が第9回農業委員会の総会です。

12月の行事予定ですが、5日が12月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。20日が現地調査です。26日が第10回の農業委員会の総会と総会後に研修会をします。

月例報告は以上です。

これで、平成28年度 第9回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時25分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長

会 長

伊佐市農業委員

3番委員

伊佐市農業委員

4番委員